

岡山市入札会傍聴に関する要綱

平成30年3月28日財政局長決裁

平成30年4月1日適用

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の実施する入札の透明性を高めるため、本市の実施する入札会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴できる入札会)

第2条 この要綱の定めるところにより傍聴できる入札会は、財政局財務部契約課長（以下「契約課長」という。）が担当する契約事務に係る入札会とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該契約を担当する課長が認めたときは、契約課長が担当する契約事務に係る入札会以外の入札会についても傍聴することができる。

(傍聴人の受付等)

第3条 岡山市入札執行規程（平成6年市訓令甲第32号）第9条第2項ただし書の規定により傍聴券の交付を受けようとする者は、入札開始予定時刻の30分前までに傍聴の受付を済ませるとともに「入札傍聴人心得」及び「傍聴券」の交付を受けなければならない。

(傍聴定員等)

第4条 傍聴人の定員は、会場の都合によりその都度定めるものとする。

2 傍聴しようとする者は、入札開始時（入札を行う旨入札執行者が宣言した時刻）までに入室を終えなければならない。

(傍聴できない者)

第5条 入札執行者が入札会を妨害するおそれがあると判断した者は、入札会を傍聴することができない。

(傍聴人の遵守すること)

第6条 傍聴人は、「入札傍聴人心得」を遵守し、入札会場内において、入札会の秩序を乱し、又は入札執行の妨害となるような行為をしてはならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 入札執行者は、傍聴人がこの要綱に違反すると認められるときは、係員に命じてこれを退場させるものとする。

2 退場させられた者は、当該入札会における傍聴はできないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成25年3月22日財政局長決裁)

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月28日財政局長決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。